

### 第3章 農業振興の将来像

農業振興ビジョン実現の達成度を検証しながら着実な推進を図るため、次のとおり数値目標を定めます。

表1 水稲作付実績と目標

品目等	項目	単位	実績	目標	目標
			平成 19 年	平成 24 年	平成 30 年
水稲	栽培面積	ha	1,203	1,162	1,127
	生産量	t	5,943	5,810	5,635
	販売量	t	3,625	3,687	3,618
	うちブランド米販売量	t	633	780	1,170

作付面積については、水田の生産調整が今後も行われるとして考え、栽培面積、生産量は減少となるが、販売量は郡上市のブランド米選定などを通じて増加を目指します。

表2 水稲を中心とする担い手の実績と目標（水稲 1ha 以上作付者）

項目	実績	目標	目標
	平成 19 年	平成 24 年	平成 30 年
担い手	79	83	89
担い手のうち法人（社）	8	8	10
作業受託面積(ha)	298	319	338
総水田面積(ha)	1,203	1,162	1,127
カバー率(%)	24.8	27.5	30.0

表3 担い手への農地集積

単位：ha

	平成 19 年実績	平成 24 年目標	平成 30 年目標
郡上南部	103.73	125.00	131.00
郡上北部	77.72	130.00	136.00
合計	181.45	255.00	267.00

農家の高齢化、後継者不足などから耕作できなくなる農地の発生が予想されます。これらの農地については担い手に集積し、遊休農地の発生を抑制していきます。

表4 振興作物実績と目標

品目等	項目	単位	実績	目標	目標
			平成 19 年	平成 24 年	平成 30 年
麦	栽培面積	ha	56.4	56.4	65.0
	生産量	t	83.0	95.0	163.0
大豆	栽培面積	ha	25.3	27.0	34.0
	生産量	t	15.0	22.0	51.0
そば	栽培面積	ha	18.2	22.0	34.0
	生産量	t	6.0	10.0	17.0
トマト	栽培面積	ha	6.0	7.0	8.0
	生産量	t	400.0	600.0	720.0
ホウレンソウ	栽培面積	ha	11.5	15.0	16.0
	生産量	t	85.0	132.0	140.0
スイートコーン	栽培面積	ha	2.5	5.0	20.0
	生産量	t	21.0	46.0	100.0
枝豆	栽培面積	ha	2.5	4.0	5.0
	生産量	t	6.0	13.0	16.0
だいこん	栽培面積	ha	125.0	130.0	130.0
	生産量	t	6,625.0	6,900.0	6,900.0
にんじん	栽培面積	ha	4.8	10.0	15.0
	生産量	t	98.0	210.0	345.0
いちご	栽培面積	ha	1.2	1.5	2.0
	生産量	t	24.0	40.0	60.0
花き	栽培面積	ha	3.8	6.0	6.0
	生産量	千本	571.0	930.0	930.0
南天	栽培面積	ha	18.4	20.0	21.0
	生産量	t	21.0	24.0	25.0
原木シイタケ	本数	千本	22.0	22.0	22.0
	生産量	t	20.0	20.0	20.0
菌床シイタケ	ブロック数	個	90,000.0	90,000.0	90,000.0
	生産量	t	54.0	54.0	54.0
お茶	栽培面積	ha	9.8	9.8	9.8
	生産量	t	15.0	15.0	15.0
山菜	栽培面積	ha	4.9	8.0	12.0
	生産量	t	4.0	7.0	11.0
飼料作物	栽培面積	ha	75.8	80.0	86.0
	生産量	t	2,540.0	2,681.0	2,882.0
果樹	栽培面積	ha	11.5	12.5	30.0
	生産量	t	87.0	132.0	240.0

水田農業ビジョン、普及センターの数値から算出  
従来からの振興作物を推進しながら、水田の生産調整は平坦地では麦、大豆、そば、飼料作物を作付けし、山際の農地については果樹(柿、梅、ブルーベリー)の植樹、山菜の栽培を推進します。

表5 専業・兼業・自給的別農家戸数

単位：戸

	販売農家			自給的農家	合計	専業農家 / 総数 (%)	兼業農家 / 総数 (%)	自給的農家 / 総数 (%)
	専業農家	兼業農家						
		第一種	第二種					
H12年	231	167	2,393	2,362	5,153	4.5	49.7	45.8
H17年	257	159	1,822	2,591	4,829	5.3	41.0	53.7
H24年	270	180	1,749	2,224	4,423	6.1	43.6	50.3
H30年	280	200	1,714	2,008	4,202	6.7	45.5	47.8

2000 2005 農林業センサスによる新規就農者の勧誘、農産物の販売・流通体制の整備により、販売農家の割合の増加を図ります。

表6 認定農業者数

	平成 19 年実績	平成 24 年目標	平成 30 年目標
認定農業者数	140	156	176
認定農業者のうち法人数(社)	17	19	22

郡上市の農業を担う認定農業者については、育成、登録のための相談会、経営指導などを通じて登録者数の増加を図ります。

表7 鳥獣種別被害額

単位：千円

	平成 19 年実績	平成 24 年目標	平成 30 年目標
イノシシ	39,016	29,000	19,000
サル	11,484	8,500	5,500
シカ	12,930	9,500	6,500
カラス	750	600	500
ハクビシン	1,017	900	800
不明	1,782	1,500	1,000
被害総額	66,979	50,000	33,300

郡上市調べ  
柵や捕獲など総合的に対策を講じて、被害金額を平成 30 年には全体で 50% 減少を目指します。

表 8 青空市場等直売施設売上

	平成 19 年実績	平成 24 年目標	平成 30 年目標
売上 (千円)	279,629	330,000	400,000
参加数 (人)	1,103	1,300	1,700

地元農産物のPR・販売拠点、高齢者の生きがいづくりの場として青空市場・直売所を支援・指導し、併せて大型量販店での直売所の増加などに努め、現在より売上額43%増と、参加人数54%増を目指します。

表 9 グリーンツーリズム受入人数

	宿泊校 (校)	日帰り校 (校)	宿泊団体 (団体)	日帰り団体 (団体)	受入人数 (人)
平成 19 年度実績	92	3	15	151	30,593
平成 24 年度目標 (子ども農山漁村交流プロジェクト)	150 (40)	5	17	153	51,100
平成 30 年度目標 (子ども農山漁村交流プロジェクト)	200 (100)	5	20	155	70,900

郡上・田舎の学校受入実績(参加組織)目標数による

子ども農山漁村交流プロジェクトで郡上市をPRし、全国から子ども達を受入れ、郡上市の豊かな自然、農山村での滞在・体験をしてもらうことにより、郡上市の良さを全国に発信し、何度でも訪れたい「心のふるさと郡上」を目指します。

表 10 肉用・乳牛の飼養頭数

種 別	年度	戸数 (戸)	肉用牛総頭 数 (頭)	肉専用種 (頭)				乳用種等 交雑種(頭)
				繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	
肉用牛の 飼育頭数	H19	70	2,733	743	1,492	493	2,728	5
	H24	60	2,414	633	1,500	281	2,414	0
	H30	30	2,438	650	1,500	288	2,438	0

種 別	年度	戸数 (戸)	乳用牛 総頭数 (頭)	成牛頭 数(頭)	経産牛 頭数(頭)	育成牛 頭数(頭)	経産牛1頭当 たり年間搾乳 量(kg)	生乳生 産量(t)
生乳の生 産数量及 び乳牛の 飼養頭数	H19	18	790	679	592	111	8,150	4,825
	H24	17	888	600	600	288	8,300	4,980
	H30	15	962	650	650	312	8,700	5,655

郡上市酪農・肉用牛生産近代化計画(平成18年4月)

安定的活力のある経営体の育成と、安心安全な畜産物の生産を目指します。

## 第4章 将来像達成に向けた取組

### 1 生産体制の強化

#### 方向性

「生産体制の強化」という概念は多様で広範囲にまでわたり、土地改良等による生産基盤の整備、農地の有効活用、担い手の育成という分野にまで及ぶものと思われませんが、ここでは、生産者組織の強化、地域振興作物の振興、さらには、生産基盤の整備の一つであり、現在深刻な問題となっている有害鳥獣対策について記述します。

農業従事者の高齢化や減少が進む中で、本市の農業を持続的に維持・発展させていくための第一歩として、まずは生産者組織の強化を図ることが不可欠です。本市では、町村合併前から、旧町村ごとに多様な農業生産集団、研究集団、農業女性集団等の生産者組織があり、農業従事者、農業改良普及センター、町村、JA等が連携しながら、地域の農業振興を担ってきました。しかしながら、農業従事者の高齢化や減少とともに、消費者の嗜好の変化等もあり、なかには、当初の目的を果たし得ないものや、実際に機能していない組織もあります。このため、現行の組織の見直し、整理・統合についての検討を進めるものとしします。

次に、中山間地域の特徴を踏まえ、土地利用型農業の面では、麦・大豆・そば・飼料作物を地域振興作物として位置付けるものとしします。また、その他の作物においては、現在、産地とされているものに加え、新たな作物の振興を図るものとしします。

さらには、サル、イノシシ、シカ等による農作物の被害が年々深刻化しており、農業者の耕作意欲の減退につながっていることから、有害鳥獣対策を総合的に推進するものとしします。

#### 具体的な施策

##### (1) 生産者組織の強化

農業者、農業改良普及センター、市、JA等の関係機関が一体となって、既存の生産者組織の現状を精査するとともに、郡上市農業振興協議会全体の見直しと、協議会組織である郡上園芸特産振興会の再編（部会制の再構築等）を進めるものとしします。また、規約、構成員が確立されており、生産の実績のある未加入組織

については、積極的に加入を働きかけるとともに、新たな生産者団体の組織化と育成に努めるものとします。

#### 【施策メニュー】

生産者組織の見直し

郡上市農業振興協議会及び郡上園芸特産振興会の再編・拡大

農業生産者団体育成事業の推進

### (2) 振興作物の振興

土地利用型農業の面では、麦、大豆、そば、飼料作物を地域振興作物として位置付け、作業効率を高めるため農地の団地化を推進し、栽培指導の強化等により生産性の向上を図るものとします。

その他の作物にあっては、本市では、おくみの産コシヒカリやひるがの高原だいこん、夏秋トマト、ホウレンソウ、スイートコーン、南天、花き、山菜など他地域に誇ることでできるものがあり、最近では、延年蜂屋柿や春まちにんじんなどの新たな産品も出ています。今後は、より一層の技術向上、生産拡大に努めるとともに、適地適作の観点のもと、市内各地で取り組むことのできる作物については、その普及・拡大を推進するものとします。

#### 【施策メニュー】

振興作物の明確化

作業効率を向上させるための農地の団地化

生産性の向上を図るための栽培指導の強化

振興作物推進事業、新規産地化奨励事業、土づくり対策事業等による栽培面積の拡大と産地化

新たな特産農産物の普及推進

### (3) 有害鳥獣対策

有害鳥獣対策については、国、県や市の現行制度を利用し、防護柵や恒久的な電気柵の設置を計画的に進めます。

また、集落周辺の手入れが行き届いていない森林が、イノシシやシカの隠れ場所（シェルター）となっている現状から、集落周辺の森林整備や緩衝帯の設置を図り、野生動物の隠れにくい森林を確保するなど、農業と林業のそれぞれの施策の連携による効果的な取組を行うものとします。

有害鳥獣対策を進めるにあたっては、農業者だけでなく地域全体の協力が必要であり、地域と行政が一体となって事業実施することを前提として、野生鳥獣が人里に出没しにくい環境づくりを進めることが肝要です。

その一つとして、野生鳥獣が好まない農作物を栽培することで、農地の餌場価値を低下させる方法もあり、これらの作物を農地の周辺に目隠し代わりに植え、その内側に食害に遭いやすい農作物を栽培することが考えられます。また、野生鳥獣は、蹄がグレーチングに挟まることを嫌うため、路面にグレーチングを埋め込む方法も効果的であるとの実証例もあります。このほか、奥山に広葉樹等を植林し野生動物の餌場を造り、棲みやすい環境を整備する方法も考えられます。

このように、有害鳥獣対策については、様々な方法で推進することを目指します。

#### 【施策メニュー】

有害鳥獣防除事業（防護柵設置助成）の拡充

イノシシ、サル、シカ等の一体型鳥獣被害防護柵（電気柵）の計画的な整備

<sup>1</sup> 中山間地域等直接支払制度、<sup>2</sup> 農地・水・環境保全向上対策を利用した防除環境の整備

集落周辺の森林整備や緩衝帯の設置の推進

猟友会との連携による有害鳥獣捕獲の推進

鳥獣被害に遭わない農作物の作付けなどの新たな防除方法の研究

**1 中山間地域等直接支払制度** 中山間地域の傾斜地など条件が不利な地域での農業を通じ、耕作放棄地の発生を防止し、農地のもつ多面的機能を確保するため、農業者等に交付金を支払う制度。

**2 農地・水・環境保全向上対策** 地域において、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する国の制度。

## 2 担い手の育成

### 方向性

本市は、将来の農業を担う者や農業関係団体が、地域の農業の振興を図るために自ら行う活動を助長するとともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すために必要な支援を行います。その一つとして、郡上地域担い手育成総合支援協議会を中心に、地域における農業の将来像を明確にし、地域を担っていく経営体を支援するための方策を協議します。

さらに、優良な経営を目指す農業者に対して、担い手育成総合支援協議会が中心となって経営診断、経営改善方策の提示等を行い、農業者自らが主体性を持って地域の農業の将来方向について目標を定め、実現に向けて取り組む中で、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や、農業者相互の連携が図られるよう誘導します。

農業経営の改善による優良な経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の利用状況調査等により、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を結びつけての利用権設定について支援するものとします。

本市の農業経営の現状をみると、認定農業者等一部の担い手以外は自給的な兼業農家が多く、中山間地域に位置することもあり、耕作面積が小規模な農家が大半です。わが国の農政においては、<sup>1</sup> 認定農業者や集落営農組織等への支援策が拡充されつつありますが、本市の農業を維持・発展させていくためには、既存農家の後継者育成、新規就農者の確保のほか、女性農業者や高齢農業者、また定年帰農者の育成・支援も重要な課題であることから、この面での施策もあわせて展開するものとします。

### 具体的な施策

#### (1) 認定農業者・法人経営体等の確保

認定農業者、法人経営体、地域水田農業ビジョンに掲げられた「地域が認める担い手」を地域の農業の推進役として明確に位置付け、効率的かつ安定的な地域農業の仕組みづくりを推進します。

<sup>1</sup> **認定農業者** 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、その目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定を受けた者（認定農業者）に対しては、低利融資制度、農地流動化対策、水田経営所得安定対策等の各種施策が重点的に実施される。



一つめに、認定農業者を目指す者に対する相談会や研修会の実施、農業経営改善計画の作成支援等を実施します。

二つめに、既認定農業者の経営改善計画の目標達成に向け、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化に向けた研修会の開催、経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催や、担い手への支援策に関する情報提供などを行うものとします。なお、農業経営改善計画の計画期間が満了する認定農業者に対しては、経営の一層の向上のため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成に向けた指導を重点的に行うものとします。

三つめに、作業効率の向上、低コスト化等合理的な農業経営の推進を図り、また、遊休農地の解消のための方策として、集落の合意形成を基本に、担い手への農地の面的集積を推進します。この場合において、借り手と貸し手双方の義務を明確にする必要があり、借り手は、善良な農地管理、栽培管理の徹底による安心・安全な農産物の生産を、一方、貸し手は、水路及び畦畔の管理、集落ぐるみの環境保全を実行できるよう取り組むものとします。

#### 【施策メニュー】

認定農業者を目指す者に対する研修会の開催

農業経営改善計画の作成支援と目標達成に向けての指導

経営相談会、経営診断会の開催

新たな担い手関連情報の提供（担い手への支援策に関する情報提供）

農地の面的集積の推進

## （２）集落営農組織の育成・支援

農業従事者の減少・高齢化が進む中で、担い手となる認定農業者等の確保が困難な地域においては、集落座談会等を通じて、地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動（転作田の団地化、共同購入した機械の共同利用、生産から販売までの共同化など）を実施する<sup>1</sup>集落営農組織の育成・支援について、地域内の認定農業者や農作業受託組織と協議し、すみわけを明確にしたうえで推進するものとします。

また、集落営農組織の<sup>2</sup>特定農業団体化のため、農地利用集積を推進するとと

**1 集落営農組織** 集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農業生産を共同して行う営農活動。

**2 特定農業団体** 担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の3分の2以上について農作業を受託することを、地域から位置付けられた任意組織であって、農業生産法人となることが確実に見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織。

もに、法人化への支援を行います。

#### 集落営農の必要性・方向性の明確化

農業者の高齢化や担い手の減少など集落の現状を把握し、集落の方向性や集落の農業の維持をどうするかをみんなで考え、集落営農の必要性や将来の地域のビジョンが、集落共通の認識となるよう啓発を進めます。

#### リーダーとサポートメンバーの確保

集落営農の組織化・法人化には、集落内でリーダーとなる者及びリーダーをサポートするメンバーを確保することが必要です。

集落リーダーの選出には、地域の実態に応じて、集落の役員、農業の担い手、集落内の農業関係機関・団体の職場などでの話し合いの中で、リーダー及びリーダーをサポートするメンバーの選出を進めます。

#### 関係機関・団体との連携

集落と、農業改良普及センター、市、農業委員会、JA等の関係機関・団体との連携体制を確立し、集落営農の組織化・法人化についての情報把握、支援・協力等に努めます。

### 【施策メニュー】

#### 集落座談会の開催

集落営農組織化研修、集落営農法人化研修の開催等各種支援の実施

組織化された集落営農に対する農地利用集積の推進

集落営農組織に対する集落内からの農業資本の提供促進（使用されなくなった農業機械等）

### （３）後継者育成・新規就農者の確保

農業従事者の高齢化や減少化が進む中で、本市の農業を持続的に維持・発展させていくためには、認定農業者や集落営農組織等の育成・支援とともに、農家の後継者育成や新規就農者を確保していくことも重要な課題です。

後継者育成の一環として、学校との連携のもとに、学童期において、農業に関する知識や職業観を身につけ、農業の魅力を認識できるよう、児童・生徒の農業体験活動の推進を図ります。

新規就農を促進していくためには、情報の提供、相談体制の拡充、研修環境の整備・活用が必要です。新規就農のための支援策として、県青年農業者等育成セ

ンターが実施する支援事業・研修事業のほか、資金制度、農業機械の貸し出し幹旋、農地情報等をホームページ等で紹介するとともに、農業者、農業改良普及センター、ＪＡ等との連携に基づき、農業体験ができる体制づくりを目指します。なお、<sup>1</sup>グリーンツーリズム事業への参加や、ふれあい農園の利用によっても農業体験ができるようＰＲに努めます。

また、団塊の世代が定年を迎えるにあたり、集落座談会等を通じて、農業への回帰や集落営農組織への参画を促進します。

#### 【施策メニュー】

支援事業、研修事業、資金制度、農地情報等のホームページによる紹介  
住居、空き家等に関する相談への対応

農家と関係機関の連携による農業体験制度の確立と、グリーンツーリズム、  
ふれあい農園を利用した農業体験のＰＲ

高齢化等により使用されなくなった農業機械の貸し出し等、有効な利用ができる仕組みづくり

学校と連携した児童・生徒の農業体験活動の実施

定年退職者の農業従事、集落営農等農業生産活動への参画促進

#### (４) 女性農業者・高齢農業者の確保

本市の農業を持続的に維持・発展させていくためには、女性農業者や高齢農業者も、地域の農業の担い手の一つとして、地域の農業に積極的に参画していくことも大切です。

女性農業者は農業の重要な関わり手であるとともに、農産加工や朝市等での直売などを通じて、農村の活性化に大きく貢献していることから、女性農産加工グループや生産団体の育成・支援を行います。さらには、家族経営協定の普及や農業経営改善計画の共同申請を推進し、また、集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の地域農業への積極的な参画・協力を促進します。

農業は個人の体力や能力に応じ、生涯にわたり関わることのできる職業です。高齢者が、農業の知識や経験を活かすことを通じて生産や地域活動に参画することは、生きがい発揮の面からも大きな意義があります。このことから、高

<sup>1</sup> **グリーンツーリズム** 農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

齢者の持続的な農業参画を推進し、これまで農業に従事し培ってきた豊富な知識や経験を継承していく機会づくりに努めます。

#### 【施策メニュー】

女性農産加工グループ、生産団体の育成・支援

家族経営協定の普及推進、農業経営改善計画の共同申請の推進

地域農業への女性の参画促進

高齢農業者の朝市等をはじめとした地域農業への参画促進

#### (5) その他

農業に関する情報交換を行うことにより、互いの農業経営の参考となることも大いに考えられることから、同業種はもとより、経営類型の異なる者同士が連携をとることができるシステムづくりを進めます。

### 3 農地の有効活用

#### 方向性

郡上市の耕地面積は、農業従事者の高齢化・担い手不足・農業離れが進み年々減少傾向にあり、不作付地や遊休農地の増加にもつながっています。

不作付地や遊休農地は病害虫の温床となり、近隣の農作物へ被害を及ぼすだけでなく、その地域全体の活力にも悪影響をあたえます。

また、近年、中山間地域において、野生のサル、イノシシ、シカ等による農作物の被害が大きくなっており、このことも耕作意欲の減退につながり、不作付地や遊休農地の増加要因の一つであると考えられます。被害の著しい地域では、被害防止体制の整備が急務となっており、地域全体で適切な対策を講じていかなければならず、まず集落周辺の遊休農地を減らし、除草するなどして動物が隠れる場所をなくすことや集落に入れさせない環境をつくるのが大切です。そのためには、集落の農地内に耕作者が常時又は多数おり、適切な農地・農地周辺管理がされていることにより追い払い効果等が期待でき、被害を防げることが考えられます。

これらのことについては、統計資料やアンケート調査結果からも明らかです。また、農業生産法人や認定農業者などの担い手への利用集積も年々増加しており、郡上市全域で約200haの利用集積が進んではいるものの、集積農地が分散し効率的な生産構造の確立が遅れています。面的な利用集積が進まない原因として、郡上市の多くの小規模農家においては、先祖代々からの土地を守る意識が強く、財産管理のため経営を続けていることが考えられます。

今後ますます増加すると予想される高齢化・担い手不足・農業離れに対応するため、小規模農家の意識改革や説明会等による集積を推進していくことが重要です。

このため、次の3つの施策により、農地の有効利用の促進を図ります。

#### 具体的な施策

##### 1. 所有から利用への転換による農地の有効利用の促進

###### 【施策メニュー】

「<sup>1</sup>農用地利用改善団体」や「集落営農組織」の育成

<sup>2</sup>面的集積促進プランの作成

担い手（認定農業者等、農業法人、農業団体、集落営農組織）にとって、望ましい農地があっても貸借が困難なため、規模拡大の阻害要因になっていることを改善するため、関係機関（農業改良普及センター、JA、市、地域担い手育成総合支援協議会

<sup>1</sup>農用地利用改善団体 集落営農の将来方向として、農業の担い手を確保し、集落の農業を維持していくための方法を話し合う組織。

<sup>2</sup>面的集積促進プラン 担い手に農地をまとまった形で団地化して面的集積するための計画。

)が連携し、集落において「農用地利用改善」についての研修・説明会を実施し、「農用地利用改善団体」や「集落営農組織」の育成を図り、面的集積促進プランを定め、担い手への農地の面的集積を進め、農地の有効利用を促進します。

## 2. 小規模な新規就農者の増加による農地の有効利用の促進

### 【施策メニュー】

#### 農地取得（貸借）にかかる構造改革特区の検討

今後、都市住民等のいわゆる団塊の世代による小規模な新規就農希望者の増加が見込まれますが、農地法の下限面積が妨げとなり新たに農業を始めようとする人は農地を借りたりすることが困難であり、農業経営・耕作できないのが現状であります。都市住民等による小規模な農業者を増加させることは、不作付地や遊休農地の解消、獣害の減少が図られるので、農地の貸借の場合は、農地法の下限面積の緩和又は特例により、都市住民等が耕作しやすい環境を提供することが必要です。（貸借権のみの設定による下限面積緩和等は、所有権移転と異なり、農地が資産保有目的、投機的目的の対象として農業者以外の者に取得される恐れもないので、農地法第3条の許可制度の趣旨にも反しないと考えられます。）

このため、特区により新たに農地を借りて農業を始めようとする人の農地取得（貸借）の下限面積の引き下げを検討し、その農地については、担い手が集積を推進する土地以外の土地として、それらの農地の有効利用の促進を図ります。

## 3. 不作付地や遊休農地の活用

郡上市には水田の不作付地 287ha（平成 19 年郡上市調べ）、遊休農地 17.3ha（平成 20 年度耕作放棄地調査）があります。今後、利用集積、日本型放牧、また<sup>1</sup>新規需要米、振興作物や景観作物の作付け、グリーンツーリズム体験などにより、平成 30 年度までに 30%減を目指します。

### 【施策メニュー】

#### 不作付地や遊休農地を活用した<sup>2</sup>日本型放牧の推進

不作付地や遊休農地などへ繁殖和牛を放牧する取り組みは、近年、全国的な広がりを見せ増加しています。和牛の放牧により遊休農地の解消が期待できるため、和牛放牧の推進します。

#### 利用集積の推進

#### 振興作物の作付けの推進

#### 景観作物、グリーンツーリズムなどの活用を推進

<sup>1</sup> **新規需要米** 飼料用・米粉用・輸出用・バイオエタノール用ほか、農政事務所長が主食用米の需要に影響を及ぼさないと認めたもの。

<sup>2</sup> **日本型放牧** 日本の自然条件や土地条件に適応した放牧関連技術（集約放牧、周年放牧、遊休棚田利用放牧、低投入持続型放牧、放牧地簡易造成技術）郡上では集約放牧が適している。

## 4 自然環境の保全

### 方向性

地球温暖化など自然環境が変化する現代、あらゆるところで自然環境保全に向けた取り組みがなされています。また、食品の偽装表示、残留農薬問題などにより、農産物に対する消費者からは、「安心・安全・健康」志向が高まり安心して食べられる農産物の供給が望まれています。郡上市は、豊かな自然に恵まれています。時代の流れとともにその自然環境も変わりつつあります。環境に配慮した生産方法を実践する農業は、安心でおいしい農産物を生産するばかりではなく、たくさんの生き物たちも共存することにつながります。こうした中、消費者が求める安心・安全な農産物を提供するには、従来の栽培に比べて農薬・化学肥料の使用量をそれぞれ 30%以上削減した「ぎふクリーン農業」など、環境に配慮した栽培の更なる生産拡大が求められます。そのためには農薬・化学肥料等生産資材の効率的な使用のために、土壌診断（土づくり）・作物栄養診断に基づく施肥改善（有機質肥料等環境にやさしい肥料）、病害虫発生予察情報に基づく的確な防除（防除等の見直し）等、全市的に取り組む体制づくりに努めます。

また、食品衛生法の改正（残留農薬基準の<sup>1</sup>ポジティブリスト制度）により、すべての農薬、作物に残留農薬の基準が定められ、法律によって農産物・食品の流通が規制されています。農薬の適正使用はもちろんのこと、天候や飛散しにくい薬剤を選ぶなど、ほ場外への農薬の飛散を抑える取り組みを推進します。

### 具体的な施策

各種イベントや青空市場、地元量販店、飲食店等で市民に対しぎふクリーン農業をPRするとともに、生産者への説明会等を開き、ぎふクリーン農業など、自然環境に配慮した農業の拡大を図ります。

#### 【施策メニュー】

残留農薬基準のポジティブリスト制度の周知徹底

農薬及び化学肥料等の適正使用の徹底(農薬自主検査などの実施)

販売農産物について栽培履歴作成の指導

ぎふクリーン農業など自然にやさしい農業の推進

土づくりとリサイクル

堆きゅう肥等の有機物や土づくり資材の適正な使用の推進

畜産農家と提携した堆肥活用の促進

青空市場や直売所と連携し、安心・安全な農産物の栽培方法を消費者にPR

一斉防除や適期の防除などで効率のよい農薬の使用を徹底し自然に配慮した防除の指導

<sup>1</sup>ポジティブリスト制度 食品衛生法の改正により、全ての農薬と作物の組み合わせに在留農薬基準が設定され、農薬取締法で使用が認められていない農薬と作物の組み合わせの多くには0.01ppmという厳しい基準が設定。

## 5 地産地消の推進

### 方向性

現在、私たちの身近には多くの「食」があふれ、いつでも、何でも欲しいものが手に入る時代になりました。しかし、産地名や賞味期限の偽装など食の安全に対する問題や、食物アレルギーなどの増加により、食と農をめぐる数多くの問題が起こっています。

消費者の「安心・安全」志向の高まりを背景に、その地域で生産された農産物をその地域で消費する「<sup>1</sup>地産地消」の取り組みが活発になっています。地産地消は、地域産業の振興のみならず、生産環境や自然環境の保全、また、子どもたちが農業体験などを通じ食の大切さを学ぶといった人づくりや、高齢者が農作業で体を動かし、収穫した農産物を青空市場等で販売することなどによる健康づくり、生きがいづくりにつながる波及効果を生み出そうとするものです。この取り組みの一環として、郡上市の恵まれた自然の中で作られた安心・安全な農産物の学校給食や地元量販店・飲食店などでの利用を促進します。また、生産者自らが取り組む直売所などでの販売活動への支援を行います。さらに行政と地域、保育園、幼稚園、学校、病院などが連携して食育活動を推進し、単に地域の食材を消費するだけでなく、農作物への農家の想いや、高齢者から若い世代への伝統料理の紹介など「食材」をとおした「人と人とのつながり」を原点とし、<sup>2</sup>食農教育や<sup>3</sup>食育、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安心、信頼、さらに、食を柱とし、いきいきとした地域づくりへとつなげていきます。

### 具体的な施策

1. 直売所・各青空市場の物流等の調整、情報発信基地となる施設を位置付け、直売所・青空市場参加者対象の研修会を開催し、知識を深めたり、意志を統一したりするとともに、同参加者同士の交流を深める場となるように努めます。

#### 【施策メニュー】

やまと青空市場を青空市場間の調整・情報発信基地として位置付ける

伝統野菜、山菜の特産化

加工組織などと連携し、農産物加工に原料を提供するなど、付加価値農業の推進  
青空市場・直売所を中心とした研修会を開催し、安心・安全な農作物の栽培、販売の徹底

2. 各加工グループ、レストラン等の農産物需要、要望などを調査し、地元の農産物を使用する体制の構築

<sup>1</sup>地産地消 「地元生産・地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味。

<sup>2</sup>食農教育 生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農」について、体験し、学ぶこと。

<sup>3</sup>食育 食料の生産方法やバランスの良い摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。



【施策メニュー】

各加工グループ、レストラン等の農産物需要、要望などを調査し、「地産地消リクエスト」の作成

「地産地消リクエスト」を基にして、必要とされる農作物の栽培の促進

3. 学校給食などでの食育を通じ子ども達に対し、食・農業の大切さや郡上市の食文化を紹介し、また、消費者に対しては農作物の栽培期間・方法や安心・安全の農産物価値の知識を高める機会を設けることにより、郡上市の農産物の価値を高めていきます。

【施策メニュー】

学校給食への地域食材の活用（郡上市農産物 20%利用を目指す。）

農業体験など農家との交流などを通じた食育、食農教育の推進

青空市場・直売所を通じて一般消費者に対しての農業・食文化の紹介

都市住民に対して、グリーンツーリズム体験を通じた農業の大切さや、郡上市の食文化の紹介

4. 量販店での地元農産物コーナーなどの設置を行い、市民が地場農畜産物を購入しやすい仕組みを構築します。また、郡上市独自の食材のPRと消費拡大のため観光関連施設等での地場農畜産物の利用を促進します。

【施策メニュー】

量販店に地元農産物販売コーナーを設置し、納入農家のグループの組織化

観光施設やレストラン等での地元農産物の積極的な活用

## 6 集落ぐるみの多面的機能の維持・保全

### 方向性

農地や農業用水などの資源は、農業生産のためだけではなく、豊かな農村の環境をつくり上げ「やすらぎの空間」を提供しているとともに、洪水や土砂の流失の抑制、地下水かん養、気温の上昇緩和など自然環境を保全し、私たちの生活環境守る大切な役割を果たしています。

活力ある農村であるためには、生活環境の整備を行い、働きやすく、暮らしやすい農村にしていくとともに、地域ぐるみで農地の管理・農道や畦畔の草刈り・水路等の施設の改修を行い、豊かな生態系や心のなごむ田園景観を育みます。

### 具体的な施策

農地には、多くの農業施設等があり、これらの施設管理と環境保全をしなければ、安定した農業生産活動ができなくなります。

農地・農業用水等の施設を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する関心が高まる中、「中山間地域等直接支払制度」や「農地・水・環境保全向上対策」により、集落ぐるみで農地や農業用水等の資源保全などの活動に取り組むとともに、地域の環境保全を重視した農業生産活動の推進を図ります。

今後は、非農家やNPO等の多様な主体にも参画を呼びかけながら、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤である農地、農道や用水路等の施設の長寿命化や農村環境を将来にわたって適切に保全するための取組みを推進していきます。

### 【施策メニュー】

「中山間地域等直接支払制度」の推進

「農地・水・環境保全向上対策」の推進

<sup>1</sup> NPO法人やボランティアグループの育成



ビオトープ環境整備

<sup>1</sup> NPO法人（民間非営利組織） 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

## 7 交流の魅力向上

### 方向性

郡上市は、年間入込客が約 600 万人を誇る国内有数の交流拠点であり、長良川をはじめとする豊かな自然環境に恵まれ、郡上おどりや白山信仰など独自の歴史・文化を守り育てている地域です。農業においても、広大な面積と標高差（110m～1,000m）を活かした適地生産が行われており、多種多様な農畜産物が生産されています。

しかしながら、こうした地域優位性を持ちながらも、「入込客の滞在時間がまだまだ短いこと」や「地域優位性を活かす仕組みづくりが未整備であること」等により、十分な活用や経済効果が導かれてきたとはいえません。

特に、農業の場合は、農家の意識や農業に関する情報発信が少ないこともあり、他産業との連携が充分ではありません。せっかく多くの入込客がありながらも、農家サイドでは「観光客だから（観光業のことであって）農業とは関係ない。」とする意識が見られ、一方の観光業にあっては、地場産の安価で美味しい農産物がありながらも「知らない。又は入手経路がわからない為に活用しない・紹介しない」といった場合も見受けられます。

この郡上市の抱える課題を解消し、十分な活用や経済効果をもたらす為には、まずは、「いままでも以上に、多くの人を訪れる」「少しでも長く滞在していただける（滞在したくなる）」ことが必要です。そのためには、郡上市の魅力をおあらゆる機会を通じてアピールするとともに、新たな魅力づくりを進めなければなりません。

近年、ゆとりある生活とやすらぎ・自然を求める潮流を背景に、都市から農村へ訪れる人が増えています。それも、単なる通過型ではなく、農村の歴史・文化背景をふまえた体験（感動）を求める人が増えています。これらは、グリーンツーリズム或いは交流事業とも呼ばれ、全国各地で積極的に展開されています。

交流事業は、「地域にある（そのままの）資源を活用すること」「都市住民と農村住民による対等で継続的な心のふれあいであること」が大切です。これにより、他地域にはない・郡上市でしか味わえないものとなり、まさに郡上市の持つ地域優位性を活かすこととなります。

今後は、郡上市の持つ豊かな資源（自然環境・歴史・文化・人・モノ）をアピールするための積極的な情報発信を行うとともに、誰もが気軽に交流事業にチャレンジできる



めいほう高原 流しそうめん

環境づくりを進めます。

さらに、資源の新たな掘り起こしと見直しを行い、農業に限らず、林業・水産業あるいは商工業・観光サービス業や社会教育活動等との連携を深め、市民（農家）を主役とした一層魅力ある地域づくり・交流事業（グリーンツーリズム等）を推進します。そして、その効果を市民（農家）のみなさんに実感していただくことを契機として、交流事業が経済効果をもたらす交流産業となることを目指します。

## 具体的な施策

### 1. グリーンツーリズムの推進

グリーンツーリズムとは、一般的に「自然豊かな農山漁村地域において、その土地の自然・文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」といわれています。近年、ゆとりある生活とやすらぎ・自然を求める潮流を背景に、グリーンツーリズムへの注目が高まり、全国各地で地域活性化策の一つとしてグリーンツーリズム事業に取り組みられています。



小那比茶摘み体験

郡上市においても、豊かな自然資源と歴史・文化を素材とした様々なグリーンツーリズム事業が実施されています。地域の農産物を活かした「トマト収穫とケチャップづくり体験」や「お茶摘み体験」、「トウモロコシ収穫体験」、「山菜採り体験」、「そば打ち体験」。豊かな河川環境を活かした「川遊び体験」、自然と歴史文化を組み合わせた「トレッキング」や「魚釣り体験」等。さら

にはNPO法人・民間会社などの団体と民宿が連携を取りながら、安心して安全な自然体験メニューをプログラムし、年間3万人を超える子供達を受け入れています。これら、住民・民間主体で進められているグリーンツーリズム事業に対しては、自主性を損なうことのないよう、事業の市内外への積極的な情報発信・提供を主体とした支援を実施します。

また、郡上市の資源の掘り起こしと見直しを行い、農業以外の分野とも連携させた魅力ある新たなグリーンツーリズム事業の開発・実施を推進します。そのためには、市民（農家）のみなさんがグリーンツーリズムに対する理解を深める機会を設けるとともに、誰もが気軽にチャレンジできる機運づくりと、事業立ち上げ時の公的機関のサポートを実施します。

### 【施策メニュー】

- グリーンツーリズム事業の積極的な情報発信・提供
- 魅力ある新たなグリーンツーリズム事業の開発・実施
  - (郡上市資源の掘り起こし・見直し = <sup>1</sup>郡上学との連携)
  - (農業以外の分野との連携・ネットワークづくり)
  - (誰もがグリーンツーリズム事業にチャレンジできる機運づくり)
  - (事業立上げ時への公的機関のサポート)

### 2. 「子ども農山漁村交流プロジェクト」

平成 20 年度から、文部科学省・農林水産省・総務省が連携し、小学校児童の豊かな人間性や社会生活を育むため自然の中での長期宿泊体験を目標とした「子ども農山漁村交流プロジェクト」が発足し、県内受入地域として「郡上市」が選ばれています。

今後、市内関係団体で設立した「郡上・田舎の学校」を窓口として、情報発信と受入体制(体験民宿・施設、人材、体験メニュー)の充実を図り、多数の市内・県内・全国の小学生が郡上市に訪れるよう支援します。さらに、地元郡上市の子どもたちが自分達のふるさと郡上に対する知識を高め、各種作業などを体験することを目的とした事業も推進します。



郡上・田舎の学校体験活動の様子

### 【施策メニュー】

- 「郡上・田舎の学校」への支援
- 「子ども農山漁村交流プロジェクト」の普及・推進を目的とした情報発信と地元小学生(小学校)の参加促進

<sup>1</sup>郡上学 郡上の歴史、文化、自然、産業等、郡上とは何かを学び地域づくりにもつなげる取り組み。

## 8 販売戦略の強化

### 方向性

郡上市の農業を元気にしていくには、農家の所得を上げることが重要なこととなります。それには市場価格の安定や、流通経路の効率化、販路拡大などを図る必要があります。現在、産地化された郡上市の農産物は主にJAを通じた系統出荷を行っていますが、海外、国内大規模生産地の安価な農産物に押され、苦しい経営を迫られています。価格の安定には市場の評価はもちろんですが、消費者の郡上市の農産物の認知度を上げることが必要です。その為に、JA、農業改良普及センターなど岐阜県組織、郡上市が連携し、米、野菜などの品目の中から郡上ブランドを認定し、計画的、長期的に統一したPR活動を展開してブランドの確立を目指します。また、農家もぎふクリーン農業への栽培に取り組むなど安心・安全で質の高い農産物の栽培に一層努めます。

市内に現在21ヶ所ある青空市場・直売所などでは、市内、市外から多くのお客様が訪れ平成19年度実績では約2億8千万円の売り上げがあります。また、郡上市の新鮮な農産物の情報発信基地としての役割を担っています。今後は安心・安全で質の高い農産物の栽培を徹底して、お客様のニーズに応えられる施設を目指し、同時に青空市場間の連携を強め、広い地域性を活かした、野菜の相互融通、情報の交換などを行いながら、一層の売り上げ増加と地域の活性化につながるよう努めます。将来、郡上市全域の青空市場、直売所を集めたイベントを実施するなど、青空市場が郡上市への集客の一翼を担う施設を目指します。また、現在も行っている市外にあるJA直売所での郡上市の野菜の販売について、今後も積極的に納品・販売営業を展開し、さらに、郡上ブランド農産物としての地位を確立して、他地域農産物との差別化を目指します。

### 具体的な施策

1. 郡上ブランドを指定し、計画的、長期的に郡上市あげてPR活動を展開し、安心・安全な栽培と、味、香、栄養価など科学的な裏付けなどを行い、ブランドの確立を目指します。

#### 【施策メニュー】

伝統野菜、山菜の調査、特産化の推進  
郡上ブランドの選定に向けた組織づくり

2. 振興作物の栽培計画、特産品開発、農産物の販売・営業PRを総括的に行う組織を立ち上げ農業振興を推進します。

#### 【施策メニュー】

郡上市農業振興センター（仮称）の立ち上げ

3. 市内青空市場の連携を促進し、各地域の青空市場の活性化を図ります。

【施策メニュー】

やまと青空市場を青空市場・直売所間の連携、調整を図る施設として位置づけ、それぞれの青空市場、直売所の一層の活性化を推進

4. 他業種との連携を推進して、農業を核とした郡上市の活性化を図ります。

【施策メニュー】

市内量販店での直売コーナーの新設による販売

市内の加工グループ、旅館等での需要を調査し、農産物の地元での販売形態の構築

青空市場・直売所から地域飲食店への直売の推進

5. 郡上市の農産物の市外へのPR、営業を行います。

【施策メニュー】

郡上市の農産物の情報提供をTV、新聞、広報などへ積極的に行い、これらを通じ農産物を消費者に対してPR

観光PRなどに合わせて農産物のPR

市役所の職員一人ひとりが、営業マンとして市の農産物、加工品のPR

交流を行っている市を中心とし、互いの農産物のそれぞれの市での販売など産業交流の推進

6. <sup>1</sup> ITを活用した情報収集・発信、PR・販売促進を図ります。

【施策メニュー】

農家と直売所・市場とをITで結び付け、農産物の販売状況や売れ筋等の情報をいち早く取り入れ、農業経営に活かす体制の構築

PR戦略・販売へのITの積極的な活用推進



<sup>1</sup> IT（インフォメーション・テクノロジー）情報技術、コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う、情報処理や通信に関する技術を総合的にさすという言葉。

## 第5章 品目別の振興方向

### 1 水 稲

郡上市の豊かで美しい水や澄んだ空気に育まれた米は、従来から食味が良いと評判を得ており、実際に市内各青空市場、市外JA直売所においては郡上の米が好調な売り上げを上げており、一部には市場出荷価格より高値で販売されて、青空市場の主力商品となっているところもあります。しかし、それら高価な価格で販売される米は一部であり、多くの農家は米価の低迷に悩まされているのが実情です。これら米価の長期の低迷は特に兼業農家の農業離れを招き、農地の荒廃を招きます。今後、栽培方法、食味などで基準を設けるとともに、郡上市の美しい水など恵まれた自然環境と結び付け、郡上米のブランド化を進めます。現在、郡上市内で最も作付けの多いコシヒカリについては、JAが中心となって「おくみのこしひかり」というブランドで、市内外及び県外にも販売されており、大変食味が良く消費者から好評を得ております。これら郡上米の更なるブランド化を目指し、市、JA、普及センターが一体となり、技術指導、販売戦略に取り組み、他産地との差別化による高値販売を図り、農家所得の向上、ひいては郡上市農業の貴重な担い手である兼業農家を元気にし、水田農業の維持に努めます。

また、事故米問題等により食への安全が、さらに求められている中、市内で生産されている、減農薬減化学肥料で栽培された特別米の生産と、生産履歴記帳運動をさらに啓発し、消費者に信頼される、より安心・安全な米の生産に取り組みます。加えて、肥料等資材価格の高騰対策や自然環境にやさしい農業を目指す意味からも、畜産堆肥の活用にも努めていきます。さらに、流通販売形態の見直しを図り、市外消費者だけでなく地元消費者にも供給できる体制を整え地産地消を進めます。

### 2 麦

麦は、水田における生産調整作物として、担い手農家により市内では比較的温暖な美並地域を主体として栽培されていますが、ほ場に湿田が多いなどの理由で西濃などの他地域に比べて単収があがらず、厳しい状況での生産が続いています。しかしながら、国の推進する水田経営所得安定対策の対象品目になっていることから、八幡地域及び明宝地域の一部でも試験栽培に取り組むなど、栽培面積の拡大も検討されています。今後は地域に合った品種への変更や、新規経営補完品目の導入により経営の安定を目指します。

### 3 大豆・そば

大豆は、麦と同様に水田における生産調整作物として、水田経営所得安定対策の対象品目であり、現在、担い手農家が栽培に取り組んでいますが、獣害や湿害、雑



草などの問題があり、必ずしも思うような収量があがっていません。しかし、栽培について、気候などの条件は郡上市のほ場でも十分な生産性が見込め、連作障害についても研究の成果などにより、数年は連作が可能なが実証されています。さらに大豆は、食味が平坦地のものよりも良いとの評価もあるところから、食味、栄養価などの検査を行い、科学的な根拠を得るなどして他産地との差別化により価格の安定化を図り、同時に地元の豆腐、みそ等の加工業者に積極的に働きかけて地元の大豆の使用を進めるとともに、諸課題をクリアし安定した販売価格と販売先の確保に努め、大豆栽培面積の拡大を目指します。

そばの作付けについては、大豆を作付けしたほ場で、翌年に栽培することで連作障害対策として有効な作物であり、加えて雑草に強いことから荒廃農地の再生作物として作付けされています。収穫されたそばの実については地元加工グループで利用されるなど、比較的地元で利用されています。しかし、他の品種同様、鳥獣害被害が深刻であり、さらに、電気柵などの資材を設置するほど収益性がないため、獣害を受けるがままといった状況となっています。今後、安価で行える獣害を減少させる施策の研究を行うなど、郡上市内で消費されるそばのすべてが地元産を使用し、また安定した供給量が確保できるように栽培を推進します。

## 4 野 菜

### (1) ひるがの高原だいこん

高鷲地域では、夏期に涼やかな気象条件を活かして、夏だいこんの栽培が行われてきました。昭和 54 年には第 18 回農林水産天皇杯及び中日農業賞を受賞し、市場からの評価も高く「ひるがの高原だいこん」ブランドとして確立され、国内でもトップクラスの夏だいこん産地です。しかし、栽培技術の高度化や輸送機関の発達により、大規模産地との競争が激しさを増しており、価格の低迷と栽培戸数の減少が続いています。



それに加え資材の高騰が拍車をかけ厳しい経営を強いられています。更には夏場の気温上昇により、新たな難防除病害虫の発生が見られるようになり品質の低下を招いています。このため近年では、「だいこんプロジェクト」を立ち上げ、A品率の向上と単収の向上による経営の安定を目指しています。

販売については、岐阜・名古屋市場などの近場への出荷による輸送コストの軽減や新たな販路の拡大を目指します。また、他の大規模産地に対し、緑肥、かん水導入により、品質と食味などで勝るワンランク上の「ひるがの高原だいこん」の栽培を目指します。さらに、「ひるがの高原だいこん」の商標登録、同だいこんを原料と

した漬物の加工にも取り組み、「ひるがの高原だいこん」の新たな消費拡大に取り組みます。

## (2) 春まちにんじん

春まちにんじんは、「ひるがの高原だいこん」の経営補完品目として、夏に播種を行い、ひと冬を雪の下の畑で寝かせたものを、だいこんの栽培の始まる4~6月までに出荷するという生産形態で平成17年より取り組まれており、現在の栽培面積は約5haです。特徴としては雪の下で寝かせることによりにんじん特有の臭みが消え、甘さも秋に比べて糖度で3度程度甘くなると人気を得ており、珍しさもあって通常のにんじんより高値で取り引きされています。しかし、播種期がだいこんの収穫期間と重複するため人手のない小規模農家では取り組むことが難しいことや収穫作業が手作業で大根より手間がかかるなどの課題があります。このため、作業体系の見直しと収穫作業の軽減を図ることにより、栽培面積の拡大に努めるとともに、日持ち性の改善や積極的なPRにより市場における産地の評価を更に高め、併せて栽培技術を確立し、品質の向上を図ることで、市場での春まちにんじんの産地として位置づけを目指します。

## (3) トマト

トマトは、明宝地域を中心に郡上市のほぼ全域で栽培され、古くから農協を通じた系統出荷が行われています。近年では市内各青空市場にも、トマト農家、兼業農家から多くのトマトが出荷されており、青空市場の夏の主力産品となっています。



栽培面では岐阜県の平均単収に対し郡上市の平均単収はかなり低くなっています。これは、葉かび病、褐色根腐病のまん延、また地域によっては管理不足が原因と考えられます。葉かび病の対策としては耐病性品種への切り替えが進みつつあります。農家数については、高齢化などによる離農も見られますが、JAや農業改良普及センターの働きかけにより新規就農者もあり横ばいとなっています。白鳥地域や明宝地域では女性が中心となり栽培を行っているところや、定年退職してからトマト栽培を始める方もあり、今後、郡上市の農業の一つの形として、こうした取り組みを担い手づくりの一つの方策として支援する体制、制度を整備します。単収の増加に向けて、還元土壌消毒の実施や土壌病害に強い台木の導入により病気の抑制に努め、併せて単収の低い地域を重点とした研修会の実施により県平均単収以上の収量確保

を目指します。

#### (4) ホウレンソウ

郡上市の高冷地で栽培されたホウレンソウは、柔らかくて甘みのある味で好評を得ています。そのため、岐阜の市場では需要も高く、現在は供給が間に合わない状態です。郡上市でホウレンソウ栽培を行っている農家は、平成20年現在、白鳥地域6戸、大和地域5戸、高鷲地域1戸と少なく、また、非常に積雪の多い地域であるため、通常、年間4~5回の収穫が、3~4回の収穫しか出来ません。さらに、最近になって鉄、ビニールといったハウス資材や、肥料価格の高騰が、新規参入者や、生産規模拡大を狙う農家の妨げとなっています。こうした状況が、郡上市のホウレンソウ生産量が上がらない原因となっています。

今後は、効率的な生産を行うため、ホウレンソウの生産過程でかかる経費を見直し、ムダを省くことで経費削減に努めるだけでなく、1回の収穫で採れるホウレンソウの量を増やすため、様々な技術を導入していきます。現在は、発芽の安定性を高めるため、太陽熱を遮断し地温を下げることで、1回の収穫量を上げる方法を取り入れています。



ホウレンソウは、郡上市の気候であれば、栽培に適しているだけでなく、味・質などでも他産地より優れたものが栽培でき、他の野菜よりも、市場価格が安定していることなど、新規就農者が取り組む野菜としては非常に魅力的です。現在も、ホウレンソウ農家として就農希望があれば、ホウレンソウ組合として栽培に関するノウハウの伝授などの協力体制も整っています。こうした体制を活かしながら、ホウレンソウ農家数及び、ホウレンソウ生産量の拡大につなげるとともに、新規就農者の拡大に力を入れていきます。

#### (5) 夏いちご

平成15年度に高鷲地域の花き栽培農家が5名15aで試験的にいちご栽培を始めました。これは岐阜県では初めての取り組みでした。その後、順調に栽培面積、販売額とも伸び続け、平成19年度には前年より少し落ち込んだものの、栽培面積は124a、

販売額は約 53 百万円余りとなり、県内トップの産地となっています。

夏いちごは、岐阜、大阪、名古屋の市場に出荷され主に加工業者に販売されています。需要に供給が追いつかない状況が続いており、市場単価は高値安定しています。また、農家は比較的若い生産者が多く今後の事業展開が期待される作物です。

一方、課題としては、花き栽培との兼業がほとんどのため、花の定植などと夏いちごの株整理など管理作業が重なるため面積拡大が難しいこと、「夏実」という品種が肥料や気温に左右されやすく生産量が不安定なことなどが挙げられています。さらに、施設栽培であるため初期投資が大きいことなどが新規就農者の就農の妨げとなっています。

今後、県内外の産地の増加が予想される中、地域にあった施肥体系の設計や栽培技術を研究し、収量の安定、品質の向上を図ることにより、夏いちごのブランド産地としての地位を確立し、収益の増加を目指すとともに「ぎふクリーン農業」栽培を行い、安心・安全な作物の提供に努めます。さらに、新規就農者に対する働きかけや高鷲地域以外での栽培の研究と普及を目指します。

## (6) 山 菜

郡上市では、農業改良普及センターが中心となり、山菜栽培の普及につとめています。春の行楽シーズンには、山菜を目当てに多くの消費者が郡上を訪れるほど、その需要は高まっています。以前から栽培されているタラの芽に続く品目として、平成 15 年度よりフキ、ギョウジャニンニク等の導入を図っています。山菜は根付いてしまえば、比較的簡単に栽培ができ、高齢者や女性でも就労が可能な作物です。また、獣害を受けにくい作物であり、山際の遊休農地の解消に期待ができ、さらに農薬をほとんど必要としないなどの利点があります。その一方、広い面積で栽培しようとする種や苗が高価であり、また、播種、定植してから安定して収穫するまで、およそ 3 年～ 7 年と年数を要すること、登録された除草剤が少ないため除草が手作業になること、新規作物であるため栽培者数、面積、品目数共にまだまだ少ないことなどが課題として挙げられます。

今後は「山菜王国郡上づくり」を目標に、新規の栽培農家と作付面積の増加を目指すとともに、栽培講習会などを行い栽培技術の向上を図ります。

## (7) スイートコーン

郡上北部山間地域では昼夜の寒暖の差が大きく、昔から糖度の高いスイートコーンが栽培されてきました。特に石徹白とうもろこしは、その代表として都市部にも知られていました。平成 13 年度から白鳥地域東部地区で生でも食べられる「フルーツコーン味来」が生産され、TV 放映や口コミで爆発的にヒットして、各種苗メーカーもこの前後の年から糖度の高い品種を売り出すようになり、現在では、高鷲

地域ひるがの地区や白鳥地域石徹白地区が「あまえん坊」 白鳥地域東部地区が「フルーツコーン味来」 大和地域が「サニーショコラ」を栽培、各青空市場などで普通のスイートコーンより高値で販売され、郡上市の夏の味覚としてすっかり定着しました。しかし、各農家の播種については調整機関がないため計画性がなく、それぞれが個々に自分の都合に合わせて行うため、出荷時期が重なり、一度に商品が大量に出荷されたり、逆にまったく出荷がないなどといったバラツキが見られるなどの課題も現れてきました。また、産地によっては虫の混入など品質に問題があり、郡上市商品全体のイメージダウンの影響が心配されます。さらには、売れる農産物ということで、面積の拡大が予想され供給過剰による余剰商品、価格の低下が心配されます。

将来的にはそれぞれの産地ごとに生産組合を一本にまとめ、すべての農家が計画的な栽培と「ぎふクリーン農業」に取り組み、さらに最高の味、品質をめざし「郡上ブランドのスイートコーン」に取り組んでいきます。加えて、道の駅、JA直売所の従来の販売所に加え、有名百貨店など販路の拡大を目指します。



## (8) 枝豆

枝豆は、白鳥地域を中心に美並地域の一部でも栽培され、他の野菜のなかでは比較的容易に栽培でき、軽量野菜で扱いやすく、収益も良いなどの特徴があります。また、近年食味の良い品種の導入を図るなど、消費者ニーズに対応した積極的な取り組みを行っています。しかし、郡上市では春先の気温が低いことから播種できる時期が遅いため、市場価格の良い7月中旬には出荷量がほとんどないことや、収穫後の出荷調整に労力を要するため1戸あたりの面積が伸びず、郡上地域全体として他産地に比べて面積が少ないこと、栽培技術の向上が必要なことなどが課題として挙げられます。

今後の展開としては、各農家や農業法人の面積拡大を図るとともに、保温栽培技術や早生品種導入、出荷調整作業の軽減等を図り、市場価格の動向に合わせた栽培体系の確立と、管理の徹底による良質な商品の出荷を目指します。

## 5 花き

花きは、小菊、トルコキキョウ、ユリなどの切り花や、鉢花、南天などが栽培されています。切り花については、高鷲地域「ひるがのフラワーサークル」など北部

地域を中心に栽培され、夏期冷涼な気候を活かした栽培は、花の色が鮮やかと市場から高い評価を受けています。また、鉢花については大和地域でクリスマスローズ、八幡地域ではアルストロメリア、明宝地域でシクラメンなどを栽培し、秋ものの花は他産地より早く出荷できる有利な環境を活かしてきました。しかし、燃料価格、資材価格の高騰や、市場価格の低迷が続くなど他農産物と同じく花き農家を取り巻く環境は厳しいものがあります。新規に花きを始めるに当たっては、小菊など露地栽培を除き、資材などの初期投資に経費がかかるなどの課題もあります。

切り花、鉢花ともに特に流行に左右されやすいものであるため、情報の収集と分析が重要となってきます。今、市場の「どの品種で、どのような色をどの時期にほしいのか？」といった情報を収集することで、市場の動向をいち早く知り、それに対応できる組織づくり、高品質商品の安定出荷、経費の削減に向けた栽培技術の向上に取り組んでいきます。加えて中長期的な展望を検討、予測し準備していける体制



の整備を目指します。同時に市内外の青空市場等直売所での販売・流通体制の確立を図ります。

南天は、古くから自生したものを畦畔（余剰地）などでの栽培実績があり、主に八幡・明宝地域で栽培され、正月用の仏花やのど飴の薬用原料として「郡上南天」の名称で全国一円の市場へ出荷されており、生産組合出荷量としては日本一の生産規模を誇ります。しかし、ここ数年は、隔年で豊作、不作の繰り返しとなっており、市場からは安定した出荷が求められています。南天は、苗等の初期投資（10a=10万円程度）はかかるものの、その後の管理は比較的容易であり、単収も20～30万円と高収益で、収穫時期も11月下旬から12月上旬と一般的な農閑期となることから、非常に優秀な補完作物といえます。また、農業面だけでなく、晩秋・初冬の景観作物として、より積極的に栽培を推進することが望まれます。今後も、「郡上南天」ブランドとして、守り育てる為、まずは、新規植栽による栽培面積の拡大と栽培技術の向上による高品質で安定的な生産体制の確立に取り組めます。

さらに、観光と組み合わせた郡上市イメージ戦略品目の一つとして、イベントや映像等による情報発信を積極的に実施します。

## 6 お茶

お茶は、霜が大敵の為、栽培範囲が限定され、郡上市内では気候が比較的温暖な

南部（八幡地域、美並地域）において市場出荷を主体として栽培されてきました。最盛期には約 30ha の栽培面積がありましたが、高齢化などが原因で減少し現在は約 17ha で栽培されています。

近年、ペットボトルの普及によるお茶の需要は伸びているものの、従来から家庭や職場で飲まれてきたリーフ茶は低迷しており、郡上市のお茶も苦戦していました。このため、八幡地域小那比地区では小那比グリーンツーリズム推進協議会を立ち上げ、お茶にふれあう機会、小那比茶のPRとして、茶摘体験を実施しています。



今後は、新規の植栽を進めながらも、規模拡大ということではなく、手摘み主体の伝統技法による品質の向上によって顧客のニーズに対応したグレードの高いお茶の栽培、販売を目指し、同時にグリーンツーリズムの茶摘体験等を通じた地域づくりも併せて行っていきます。

## 7 畜産

郡上市は飛騨牛の産地として、飼養頭数は県内の繁殖牛及び肥育牛の1割を占めています。また、地域内一貫経営の比率が高く、育種価判明率が高いため和牛の改良も進んでいます。

飼養形態は、高鷲地域ひるがの地区を中心とした草地酪農や、大和、八幡地域を中心とした転作田を利用した飼料作物の栽培等で自給率の高い低コストの生産に取り組んでいます。また、肉用牛・酪農農家を合わせた農業粗生産額は郡上市全体の40.5%を占めています。

しかし、畜産を取り巻く状況は厳しく、肉用牛農家については、アメリカの<sup>1</sup>BSE発生後の輸入の再開、全国的な繁殖和牛の増加による供給過剰、景気の低迷による需要の低下などが重なり、低価格で推移しています。加えて飼料価格の高騰が追い打ちをかけており経営を厳しいものとしています。酪農についても同様に飼料価格、燃料価格高騰による経費の増加が生乳価格に転嫁できないために、経費高騰分が経営を圧迫している現状があります。

肉用牛では、低コスト経営の積極的な育成を図るため、公共牧場の積極的利用、耕種農家との連携強化による稲わら確保等、飼料基盤の拡充を推進します。また、素牛の安定確保を図るため経営内一貫体制、地域内一貫体制の整備を推進します。

<sup>1</sup>BSE（牛海面状脳症） 牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病。

加えて、肉用牛の改良、生産技術の改善により、経営感覚に優れた効果的、安定的な活力ある経営体の育成を図ります。

生乳の安定的生産を確保する必要性から、酪農では担い手や新規就農者等の育成・確保を図るとともに、個体能力の向上、飼養管理の省力化、乳肉複合経営による収益性の向上、自給飼料の確保を推進し、経営感覚に優れたゆとりのある生産性の高い経営体の育成を図ります。

#### 具体的な施策

公共牧場のほか、遊休農地や低利用の山林原野を活用した日本型放牧の推進  
稲わらの利用拡大を図るため、営農集団との連携、作業体系の効率化  
水田転作作物として飼料作物の作付けを奨励するとともに、集団化、団地化の  
推進

<sup>1</sup>コントラクター - (飼料生産受託組織)の育成

## 8 果 樹

郡上市では、白鳥地域を中心に梅や柿、りんごなどが栽培され、大和地域では梨、ぶどうなどが栽培されています。この他にも美並地域、白鳥地域ではブルーベリーが青空市場などで好評を得ています。

梅については、各地域の女性農業グループによる加工、また白鳥地域では2軒の加工農家が、昔ながらの栽培方法である塩とシソだけで漬けた、添加物を一切使用しない自然食品として、また、その質の高さ味覚の良さで高い人気を博してきました。白鳥地域では市内産の梅の確保と、山際、遊休農地の解消を目的に農家への植栽の紹介、栽培講習会などを通じて10年ほど前から梅の普及に取り組んできました。近年、植樹した梅の木から収穫ができるようになり、また、それと平行して加工農家の高齢化、後継者問題に対処すべく、梅の加工グループを立ち上げ、商品としての出荷体制を整えつつあります。合わせて柿の加工、植栽にも着手し、干し柿「延年蜂屋柿」として高級ブランド商品化を目指しています。

こうした梅や柿について、北部地域では雪の影響が大きく、せっかく植栽しても折れてしまう苗木が多くあります。今後の展開として、北部地域だけでなく南部地域の雪の少ない地域での植栽も行い、獣害についての試験を行い、結果を見ながら獣害対策と遊休農地対策作物として振興していきます。加えて、現在好評を得ているブルーベリーについても、遊休農地への植樹を進めながら、生食での販売のほか加工にも取り組みます。また、作付け面積が増えると収穫が煩雑になるという課題については、グリーンツーリズムの収穫、加工体験などと絡めることにより、集客と収穫さらには収益を得られる形態も推進していきます。

<sup>1</sup>コントラクター 農業の繁忙期などに牧草刈り、耕作、収穫、土地改良等の農作業を請け負う組織体。



栗については、現在、明宝地域において栽培が行われています。今後、支援体制を整え、新品種の導入、市内外の加工業者との連携、郡上市における栽培適性などの試験を行っていきます。

## 9 しいたけ

### (1) 菌床しいたけ

奥美濃菌床しいたけは、肉厚があり、品質もよく市場からも高い評価を受けています。全国品評会でも3年連続金賞を受賞する農家もあり、品質は折り紙つきです。これは大規模産地に対抗するため、品質基準を厳しくすることで、数ではなく質で勝負するという方針で臨んでいるためです。

しかし、不況の影響からか、最近ではランク的に上物より、並の方が良く出るといった状況（国産が条件で高いものより安いもの）になり、奥美濃菌床しいたけも市場の安値にさらされる状態となっています。それに加え燃料高騰には、大きな影響を受けています。

暖房費など経費の削減に努めながら、周年で市場単価の良い11～12月に出荷ピークを合わせる栽培体系の確立や、市外JA直売所やサービスエリアなど新たな販売先の開拓を進め、販売価格の安定した出荷体系を目指し、加えて品質の維持を図り、日本一の郡上市菌床しいたけの栽培に努めます。

### (2) 原木しいたけ

原木しいたけは、扱いの簡単なブロックを使用した菌床しいたけに押されて、減少していますが、自然、健康志向、香りの高さなどにこだわった消費者からの人気は高く、中京圏を中心に関東、関西にも出荷されています。出荷先の中には、商品すべて原木しいたけで揃えたいと希望する所もあり、消費者からの人気の高さがうかがえます。また、生産面からも原木の選定からこだわり、里山で育った国産木を使用し、ぎふクリーン農業にも取り組み、安心・安全で質の高いしいたけの栽培、供給に努めています。

課題としては、原木が重く移動が重労働であることや、それを解決するための機械導入のコスト面。加えて外来害虫などが原因の原木林の減少による将来的な原木の確保などがあります。（原木林減少は同種広葉樹の木材チップを使用する菌床しいたけにも課題といえます。）

今後、農業資金制度などを利用した機械導入による作業の軽減や、良質な原木の確保を郡上市内で目指し、しいたけの原木の安定供給を図り、合わせて広葉樹林の整備による獣害対策など、林業分野との連携も図りながら、郡上市の原木しいたけの生産拡大に努めます。

## 10 水産

郡上市の水産業は、長良川・和良川・吉田川・石徹白川等の豊かな河川を漁場とした河川漁業（釣り・ヤナ等）と山間地の清らかな谷水を利用したマス類（アマゴ・イワナ・ニジマス）などの養殖業から成り立っています。

長良川水系で漁獲される「郡上鮎」は、平成19年7月に品質の良さや出荷実績等の高い評価を受け、河川産の天然鮎として地域団体商標の登録となり、全国に認知されました。また、平成20年8月「郡上鮎」が岐阜県「明日の宝物」に認定されるとともに、全国52の河川での鮎の味を競う「第11回清流めぐり利き鮎会」においてもグランプリに輝きました。なお、和良川の鮎も過去に「清流めぐり利き鮎会」でグランプリ1回、準グランプリ2回を受賞した経緯があり、長良川水系や和良川水系で漁獲される鮎は全国に誇る有名な鮎となっています。

石徹白川においては、石徹白漁協が他の河川では事例の少ないキャッチ&リリース事業（C&R）を10年ほど前から実施しており、全国各地の釣り人達にC&Rが浸透し、多くの釣り人に来ていただいています。年に1回C&R区間の広場でイベントを開催し、川の清掃・シンポジウム・釣り教室等、地元の人たちも参加し交流を深め、石徹白の地域おこしとなっています。今後も郡上市内の各漁業協同組合を主体に、人と自然とのふれあい・郡上の清流をアピールすると共に鮎冷水病対策、漁獲増大のため重要な魚類の繁殖保護、新たな釣り人の創出や遊漁者の誘致等の推進を図ります。

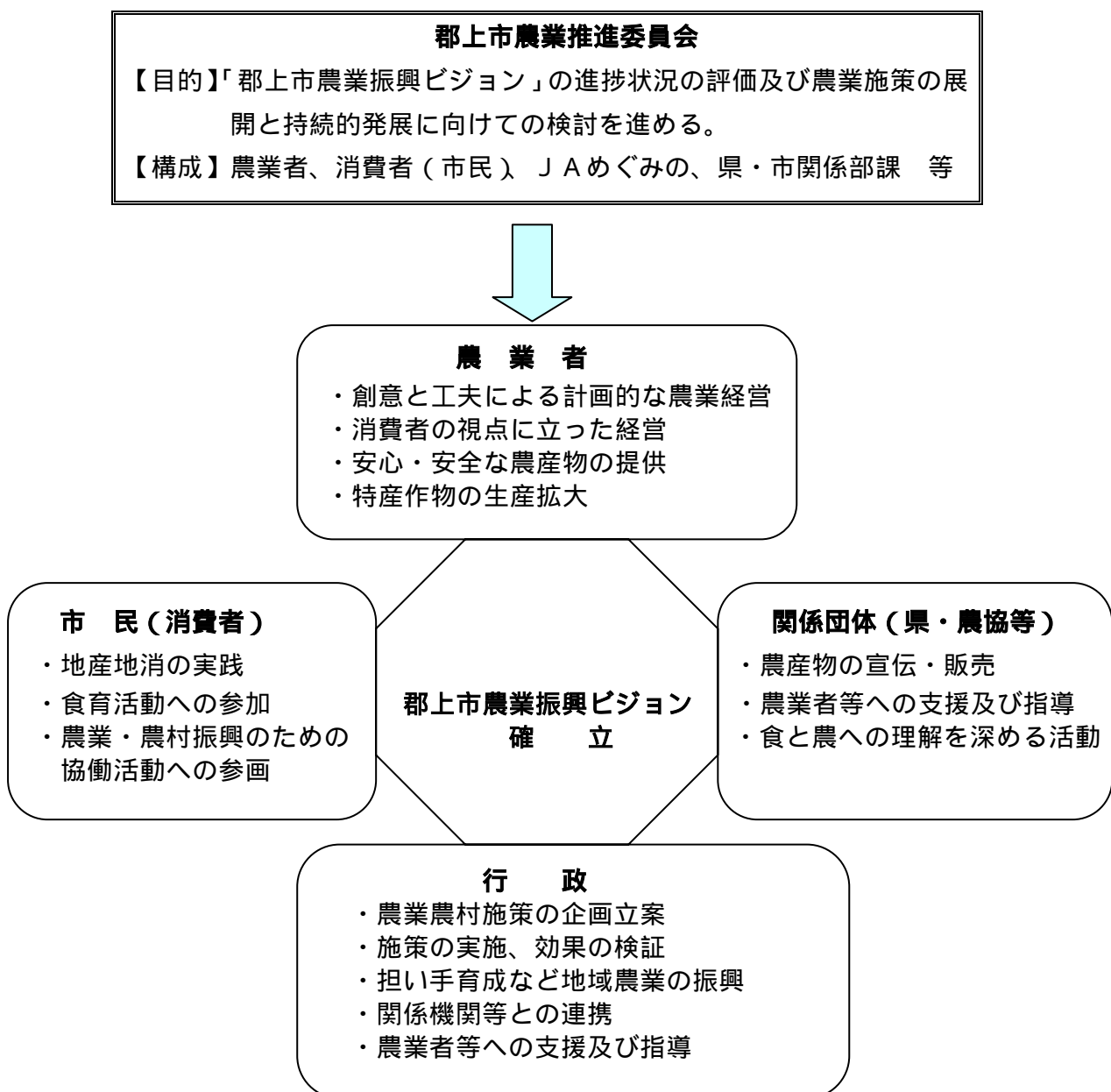
一方、郡上で生産される養殖魚（あまご、ニジマス、イワナ）は、河川放流、釣り堀、加工用など多様な用途があり、消費者のニーズに応えた生産販売を推進します。特に「味覚の王者」あまごは、天の魚とも言われ古来より珍重されています。そのあまごを昔ながらの手作りで郡上風に炊き上げた「あまごの甘露煮」は逸品であり、こうした加工品も郡上市の特産加工品として推進します。



## 第6章 推進体制

国の農業施策など農業・農村を取り巻く社会情勢は、目まぐるしく変化していきます。このような中で本市の農業・農村の発展を図って行くには、各年度において社会情勢とビジョンの整合性を検証しながら、各施策の点検、分析、評価等を行い、改善の方向性を検証する必要があります。

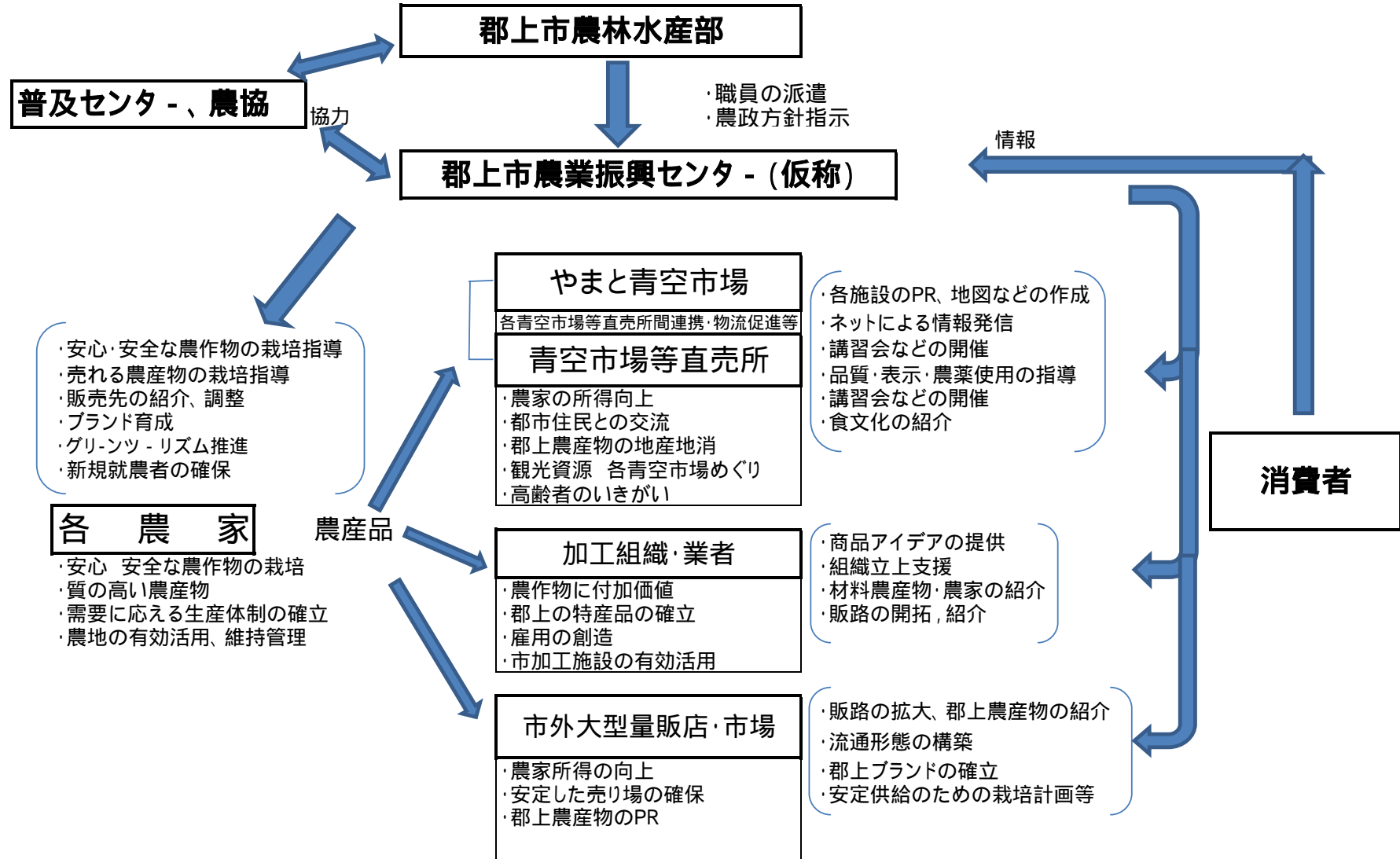
このため、農業者や市民（消費者）等で構成する「郡上市農業推進委員会」（仮称）を設置し、本ビジョンに示す基本的方向性や各施策について、可能な限り数値目標を定め、その達成度や施策の実施状況の点検評価を行い、関係機関・団体等と協働しながら、ビジョンの振興管理と着実な推進に努めます。



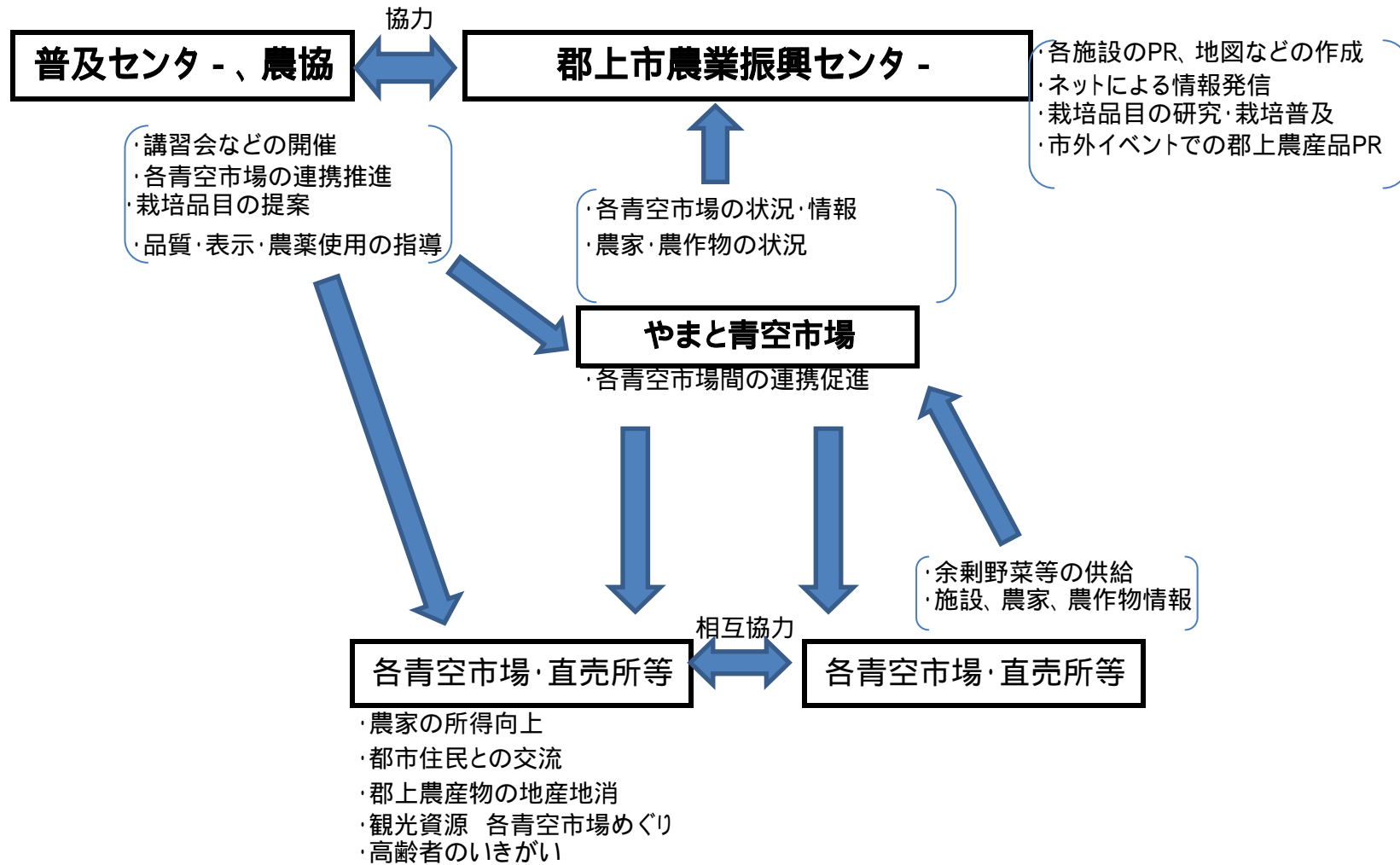
## 用語解説

用語名	解説	掲出頁数
他出後継者	同居はしていないが将来の後継予定者	P5
中山間地域等直接支払制度	中山間地域の傾斜地など条件が不利な地域での農業を通じ、耕作放棄地の発生を防止し、農地の持つ多面的機能を確保するため、農業者等に交付金を支払う制度	P17 P28
農地・水・環境保全向上対策	地域において、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する国の制度。	P17 P28
認定農業者	農業経営基盤促進法に基づき、市町村が地域の实情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、その目標を目指して農業者が作成した農業改善計画を認定する制度。認定を受けた者（認定農業者）に対しては、低利融資制度、農地流動化対策、水田経営所得安定対策等の各種施策が重点的に実施される	P18 P19 P20 P23
集落営農組織	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、農業生産を共同して行う営農活動	P18 P19 P20 P23 P24
特定農業団体	担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の3分の2以上について農作業を受託することを、地域から位置付けられた任意組織であって、農業生産法人となることが確実に見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織	P19
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動	P21 P24 P27 P29 P30 P31 P41 P42
農用地利用改善団体	集落営農の将来方向として、農業の担い手を確保し、集落の農業を維持していくための方法を話し合う組織	P23
面的集積促進プラン	担い手に農地をまとまった形で団地化して面的集積するための計画	P23 P24
日本型放牧	日本の自然条件や土地条件に適応した放牧関連技術（集約放牧、周年放牧、遊休棚田利用放牧、低投入持続型放牧、放牧地簡易造成技術）	P24 P42
新規需要米	飼料用・米粉用・輸出用・バイオエタノール用ほか、農政事務所長が主食用米の需要に影響を及ぼさないと認めたもの	P24
ポジティブリスト制度	食品衛生法の改正により、全ての農薬と作物の組み合わせに残留農薬基準が設定され、農薬取締法で使用が認められていない農薬と作物の組み合わせの多くには0.01ppmという厳しい基準が設定	P25
地産地消	「地元生産・地元消費」を略した言葉で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味	P26 P27 P34
食農教育	生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農」について、体験し、学ぶこと	P26 P27
食育	食料の生産方法やバランスの良い摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること	P26 P27
NPO（民間非営利組織）	政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体	P28 P30
郡上学	郡上の地域とか地元など郡上とは何かを学び地域づくりにもつなげる取組み	P31
IT（インフォメーションテクノロジー）	情報技術、コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う、情報処理や通信に関する技術を総合的にさしている言葉	P33
BSE（牛海綿状脳症）	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病	P41
コントラクター	農業の繁忙期などに牧草刈り、耕作、収穫、土地改良等の農作業を請け負う組織体	P42

# 郡上市農業振興センタ - 関係図(案)



郡上市農業振興センタ - ・やまと青空市場・各青空市場の農業ビジョンにおける関係図(案)



参 考 資 料

農業振興ビジョン策定経過

年 月 日	取 組 経 過
平成 20 年	
1月7日～1月16日	農業振興にかかるアンケート調査の実施
8月29日	第1回農業振興ビジョン策定検討委員会 ・農業振興ビジョン策定検討委員委嘱 ・各委員紹介と「郡上市農業振興ビジョン策定検討委員会設置規定」を説明 ・委員長、副委員長の選出
9月19日	郡上農業改良普及センターとの意見交換
9月26日	郡上営農連絡会議「骨子(案)」説明
9月30日	第2回農業振興ビジョン策定検討委員会 ・流通・消費関係、農業関係の2分科会による協議
10月16日	第3回農業振興ビジョン策定検討委員会 ・流通・消費関係、農業関係の2分科会による協議
10月30日	第4回農業振興ビジョン策定検討委員会 ・流通・消費関係、農業関係の2分科会による協議
11月25日	第5回農業振興ビジョン策定検討委員会 ・流通・消費関係、農業関係の2分科会による協議
12月11日	市議会産業建設常任委員会へビジョン(案)説明・意見聴取
12月19日	郡上市北農業委員会へビジョン(案)説明・意見聴取
12月22日	郡上市南農業委員会へビジョン(案)説明・意見聴取
平成 21 年	
1月1日～1月31日	パブリックコメントの実施
1月29日	市議会産業建設常任委員会へビジョン(案)説明・意見聴取
2月12日	第6回農業振興ビジョン策定検討委員会
2月26日	市長報告
3月18日	市議会全員協議会において説明

## 郡上市農業振興ビジョン策定検討委員名簿

(50音順 敬称略)

	氏名	所 属 名 等	備考
1	岩田 英男	郡上市南農業委員会 （郡上地域水田農業推進協議会長）	委員長
2	瀬上 恒夫	認定農業者代表	副委員長
3	岩出 明喜	認定農業者代表	
4	太田ちよ子	岐阜県女性農業経営アドバイザー	
5	小椋 久男	美並町農業振興会長	
6	河合 修	認定農業者代表	
7	河合 敬	郡上市北農業委員会	
8	久保田芳男	認定農業者代表	
9	齊藤とみ江	消費者代表	
10	佐藤 廣美	郡上市商工会事務局	
11	佐藤 守一	認定農業者代表	
12	清水 敏夫	郡上市議会産業建設常任委員長	
13	谷澤 洋子	消費者代表	
14	三島 長年	認定農業者代表	
15	三島 真	郡上市交流移住協議会副会長	
16	本川 榮子	郡上市観光連盟副会長	
17	森 大祐	認定農業者代表	
18	山田 眞博	めぐみの農業協同組合 郡上・おくみの営農経済事業本部 営農経済部営農指導課長	
19	山根 修	認定農業者代表	
20	和田 淑人	認定農業者代表	
21	渡辺 一成	中濃地域郡上農業改良普及センター 技術主査	
22	渡辺 行洋	郡上農林事務所 農業振興課技術主査	